

第1問 答案用紙
(企業法)

27.5/50

- 問題1 ① 本件の土地が甲会社の重要な財産にあたるため、これを処分するために取締役会の決議を経る必要があったため、決議を経ずに甲会社に契約の効力が問題となる(会社法(以下法令省略)362条4項1号)。本件土地は総資産額の5%に相当する財産で重要性が高いものであると考えられ、この処分は際し代表取締役Aが独断で行っており、362条4項1号違反がある。代表取締役の専断的行為は、会社の内部的意思決定が欠けている事になされた行為という意味で心裡留保にも類似していると考えられるため、民法93条に代し書きの類推適用により、相手方である第三者が意思決定の欠陥につき悪意または知らぬ間に損失がある場合の無知を主張することができると考えられる。もっとも、本件では取引の相手方が代表取締役Aが支配権を握る乙会社であり、相手方が第三者とはいえず、甲会社の実質的な内部者であるといえるため、当該契約について取引安全を図る必要はなく、362条4項1号の反効解釈から無効であるが解する。
- ② 代表取締役Aが423条1項に基づき甲会社に対して負うべき責任を検討する。役員の任務懈怠責任の要件は、(1)任務懈怠(2)故意過失(3)損害(4)因果関係である。取締役は会社に対して善管注意義務(330条民法644条)、忠実義務(355条)を負うところ、会社の利益を犠牲にして自己の利益を図る行為を行った場合はこれについて当該義務違反があるといえる。(1)(2)本件では、Aが独断で自己利益のために甲会社の土地を時価を大幅に下回る価格で売却し、(3)(4)これにより、会社財産の流出という損害を甲会社に被らせている。したがって善管注意義務、忠実義務違反に基づく任務懈怠責任がAに生じ、これにより甲会社に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 問題2 代表取締役Aの報酬が取締役会の決議によって減額されたことが、361条1項に違反することにつき無知とすればAは従前の報酬額に抗する請求権を失わないため、この点について検討する。361条1項の趣旨は取締役によるお手盛りの弊害を防止するためであり、株主総会で報酬の最高限度額を定め、これに基づき内訳の決定を取締役会に委任することと解する。限度額と定めればお手盛りの弊害は排除でき、株主は取締役の内部事情を知り得ないためである。本件では、株主総会で最高限度額を定めており、これに基づき各取締役への支給額の決定を取締役会に委任する旨が株主総会決議されているため、取締役会の決議で報酬額を決定することは許される。ただし、甲会社において報酬を定めて支給額を定める慣行があるため、これに従ってAの降格を受けて減額するという点もAが減額を黙示承諾していると見做す問題となる。したがって、Aが従前受けていた報酬額の支払いを甲会社に請求することは認められない。

第2問 答案用紙
(企業法)

27.5
/50

- △ 問題1 株式交換契約を締結する場合、会社は知り発生の前日までに、株主総会の特別決議で当該契約の承認を要する旨を通知しなければならない(309条2項12号、795条1項)。組織再編は株主の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあり、慎重に判断せざる必要があるからである。
- もちろん、一定の場合には承認決議が免除されていることから、これについて検討する。まず、契約の相手会社が会社の特別支配子会社である場合には、株主総会決議を要しないも契約が承認されるのが明白で開債が重要となるため承認決議を要しない(796条1項)。しかし本件では、丁会社の株式を丙会社が保有しているという事実を以て、当該規定には該当しない。次に株式交換安全組合会社が株式交換安全組合の株式に交付する株式が安全組合会社の純資産の20%以下である場合がある(796条2項)。これに照らして丁会社が丙会社の株式に交付する丁会社株式の帳簿価額が、丁会社の純資産額の20%以下であるならば、会社更生への影響が小さく、株主総会での承認は不要となる。
- 問題2 発行済株式の100分の3以上の賛成株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして会社の会計帳簿の閲覧を請求することができる(433条1項)丙会社の発行済株式総数の100分の5相当の株式を有する株主である戊会社は、丙会社の営業時間内に株式交換契約に関する株主総会決議で判断材料とするという具体的請求理由を明示して丙会社に對して会計帳簿の閲覧の請求をしており、この請求は適法である。
- しかし、会社は、請求者が会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営む者である場合には閲覧請求を拒絶することができる(433条2項3号)。会計帳簿には会社の秘密情報が含まれ、この秘密は一度流出すると会社に不利な影響が生じるおそれがあり、請求者が会社に競合する者であるという客観的事実に基づき生じる抽象的危险を防止する趣意である。
- ただし、本件は、請求者の安全組合会社が丙会社の業務と実質的に競争関係にあるという場合であるため、当該規定を本件に直接適用することはできない。もっとも、戊会社と安全組合会社は一体的に事業を営んでいるという状況にあることから、戊会社が入手した情報が安全組合会社に流る可能性は非常に高いと考えられる。よって、実質的に競争相手に会社の秘密情報が漏れることで会社の利益が害されることを防止する433条2項3号の趣旨に照らすと本件においてこれを類推適用して、丙会社による閲覧拒絶を認めるべきであると解する。
- したがって、本件では433条2項3号の類推適用により、戊会社の安全組合会社が丙会社の業務と実質的に競争関係にあるという事実を以て、丙会社は、戊会社に對する本件帳簿の閲覧請求を拒絶することができる。